

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

知事、教育委員会および病院事業の事務部局ならびに教育機関における事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、平成 29 年度におけるそれぞれの部局の定数を改定するため、滋賀県職員定数条例（昭和 24 年滋賀県条例第 44 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 知事の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、病院事業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとします。

各部局別職員定数改定増減表

(単位：人)

部	局	平成28年度	平成29年度 (案)	増減	摘要	
知事の事務部局		3,062	3,072	10	国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催準備、子ども家庭相談センター体制強化、公共事業対応等による増員	
議会の事務部局		28	28	0		
選挙管理委員会の事務部局		6	6	0		
監査委員の事務部局		15	15	0		
教育委員会の事務部局		198	200	2	学校施設設備整備対応等による増員	
労働委員会の事務部局		14	14	0		
収用委員会の事務部局		3	3	0		
漁業調整委員会の事務部局		2	2	0		
人事委員会の事務部局		10	10	0		
地方公営企業の事務部局(企業庁)		69	69	0		
病院事業庁の事務部局		1,101	1,107	6	病床機能再編等による増員	
教育機関	校長、教員	3,419	3,418	△ 1		
	校長、教員以外の職員	638	621	△ 17		
	計	4,057	4,039	△ 18		
	ア 高等学校	校長、教員	2,252	2,241	△ 11	うち教育職以外の職員 △14
		校長、教員以外の職員	416	402	△ 14	
		計	2,668	2,643	△ 25	
	イ 中学校	校長、教員	39	39	0	
		校長、教員以外の職員	3	3	0	
		計	42	42	0	
	ウ 特別支援学校	校長、教員	1,128	1,138	10	
校長、教員以外の職員		155	152	△ 3		
計		1,283	1,290	7		
エ 学校以外の教育機関	64	64	0			
合計		8,565	8,565	0		

※参考 他条例における定数改定増減

警察官以外の警察職員 (滋賀県地方警察職員の定員に関する条例)	2
------------------------------------	---

定員管理の状況(教育職、警察官以外の増減員)

Q(上記下線部の計)

滋賀県職員定数条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,062人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 28人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>198人</u></p> <p>(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人</p> <p>(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 人事委員会の事務部局の職員 10人</p> <p>(9) 地方公営企業の事務部局の職員 69人</p> <p>(9)の2 病院事業の事務部局の職員 <u>1,101人</u></p> <p>(10) 教育機関の職員 { 校長および教員 <u>3,419人</u> 校長および教員以外の職員 <u>638人</u> 計 <u>4,057人</u></p> <p>ア 高等学校の職員 { 校長および教員 <u>2,252人</u> 校長および教員以外の職員 <u>416人</u> 計 <u>2,668人</u></p> <p>イ 中学校の職員 { 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人</p> <p>ウ 特別支援学校の職員 { 校長および教員 <u>1,128人</u> 校長および教員以外の職員 <u>155人</u> 計 <u>1,283人</u></p>	<p>第1条 省略</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,072人</u></p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 28人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>200人</u></p> <p>(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人</p> <p>(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 人事委員会の事務部局の職員 10人</p> <p>(9) 地方公営企業の事務部局の職員 69人</p> <p>(9)の2 病院事業の事務部局の職員 <u>1,107人</u></p> <p>(10) 教育機関の職員 { 校長および教員 <u>3,418人</u> 校長および教員以外の職員 <u>621人</u> 計 <u>4,039人</u></p> <p>ア 高等学校の職員 { 校長および教員 <u>2,241人</u> 校長および教員以外の職員 <u>402人</u> 計 <u>2,643人</u></p> <p>イ 中学校の職員 { 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人</p> <p>ウ 特別支援学校の職員 { 校長および教員 <u>1,138人</u> 校長および教員以外の職員 <u>152人</u> 計 <u>1,290人</u></p>

エ 学校以外の教育機関の職員 64人

(11) 合計 8,565人

2 省略

第3条 省略

エ 学校以外の教育機関の職員 64人

(11) 合計 8,565人

2 省略

第3条 省略